

政令番号145 2-(ジエチルアミノ)エタノール

各都道府県での届出事業所からの「排出・移動先別の排出量・移動量」（平成22年度、農薬以外）

(E+nは $\times 10^n$ 、例えばE+3は $\times 1000$ の意味です。)

都道府県コード	都道府県名	排出量(kg/年)				移動量(kg/年)			排出量・移動量合計
		大気への排出	水域への排出	土壌への排出・所内埋立	排出量合計	下水道への移動量	廃棄物搬出	移動量合計	
1	北海道								
2	青森県								
3	岩手県								
4	宮城県								
5	秋田県								
6	山形県								
7	福島県								
8	茨城県						1.3E+1	12.6	12.6
9	栃木県		4.0E+0		4.0				4.0
10	群馬県		4.0E-1		0.4				0.4
11	埼玉県					3.8E+1	2.3E+3	2,338.0	2,338.0
12	千葉県								
13	東京都								
14	神奈川県	2.7E+0			2.7		1.1E+1	11.0	13.7
15	新潟県								
16	富山県								
17	石川県								
18	福井県								
19	山梨県								
20	長野県								
21	岐阜県								
22	静岡県		1.0E-1		0.1		7.1E+0	7.1	7.2
23	愛知県								
24	三重県					1.3E+0	1.8E+1	19.3	19.3
25	滋賀県	2.8E+2			280.0				280.0
26	京都府		5.0E-1		0.5	2.4E+1	5.9E+0	29.9	30.4
27	大阪府					4.0E-1	4.6E+1	46.4	46.4
28	兵庫県						6.0E-1	0.6	0.6
29	奈良県								
30	和歌山県								
31	鳥取県								
32	島根県								
33	岡山県								
34	広島県								
35	山口県		5.0E-1		0.5		4.4E+3	4,410.5	4,411.0
36	徳島県								
37	香川県								
38	愛媛県								
39	高知県								
40	福岡県								
41	佐賀県								
42	長崎県								
43	熊本県								
44	大分県								
45	宮崎県								
46	鹿児島県								
47	沖縄県								
全国		2.8E+2	5.5E+0		288.2	6.4E+1	6.8E+3	6,875.4	7,163.6

注1) 農薬は使用先別使用量として別表に示す。